

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるため、高等学校を卒業した者と同程度以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るための給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親および児童の学び直しを支援することを目的とする。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

(2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(3) 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子および配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）およびひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子および配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）で

あって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。ただし、高等学校卒業
者および大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得して
いる者は対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給対象またはこれと同等の所得水準に
あること。(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条
の7の規定は適用しない。)
- (2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働
市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必
要であると認められる者であること。

(対象講座)

第5条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)
とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を
受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援
金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(支給額等)

第6条 給付金等の支給額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人
が支払った費用の30%に相当する額とする。ただし、その30%に相当す
る額が7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えない
場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

- (2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が
支払った費用の40%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた
額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が10万円を
超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は10万円
とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

- (3) 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日
から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給
額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相

当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

(受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第1号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

2 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をしなければならない。

3 市長は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親または児童に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親または児童に対象講座の指定を行った場合には、別記第2号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親または児童に通知する。

4 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 当該ひとり親家庭の親および児童に係る戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)または当該ひとり親家庭の親に係る前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長村長の証明書を含む。)

(3) その他市長が特に必要であると認めた書類

5 本給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提

出しなければならない。

6 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認する。

(支給要件の喪失および支給決定の取消)

第8条 受給者は、次に掲げる要件が発生したときは、別記第5号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定受給資格喪失届」を市長に提出しなければならない。

(1) 受講対象講座の指定後、受講をとりやめたとき

(2) 受講の途中でやめたとき

(3) 市内に住所を有しなくなったとき

(4) ひとり親家庭の親または児童でなくなったとき

2 市長は、受給要件に該当しなくなったと認めるときは、その支給を取り消し、別記第6号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定取消通知書」により当該ひとり親家庭の親または児童に通知するものとする。

(受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の支給等)

第9条 受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の支給等については、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後、市長に対して、別記第3号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

イ 市長は、当該ひとり親家庭の親または児童が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。市長はこの決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親または児童に別記第4号様式「函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給決定通知書」(以下「支給決定通知書」という。)により、通知しなければならない。

ウ 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、こ

の限りではない。

エ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

(ア) 当該ひとり親家庭の親およびその児童に係る戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）または当該ひとり親家庭の親に係る前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長村長の証明書を含む。）

(ウ) 受講対象講座指定通知書

(エ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(2) 受講修了時給付金

ア 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

イ 市長は、当該ひとり親家庭の親または児童が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。市長はこの決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親または児童に支給決定通知書により、通知しなければならない。

ウ 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

(ア) 当該ひとり親家庭の親およびその児童に係る戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）または当該ひとり親家庭の親に係る前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長村長の証明書を含む。）

(ウ) 受講対象講座指定通知書

(エ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(オ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(3) 合格時給付金

ア 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

イ 市長は、当該ひとり親家庭の親または児童が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。市長はこの決定を行ったときは、遅延なくその旨を当該ひとり親家庭の親または児童に支給決定通知書により、通知しなければならない。

ウ 合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由がある

場合には、この限りではない。

エ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合には、添付書類を省略することができる。

(ア) 当該ひとり親家庭の親または児童の戸籍謄本および世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）または当該ひとり親家庭の親に係る前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長村長の証明書を含む。）

(ウ) 受講対象講座指定通知書

(エ) 文部科学省が発行する合格証書の写し

（実績報告の取扱い）

第9条の2 前項の申請書を提出したことで、補助金交付規則第17条に規定する実績報告を行ったものとする。

（給付金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

（細則）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 経過措置

受講対象講座指定申請、受講開始時給付金、受講修了時給付金申請および合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除または寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)および同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本および当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住所

氏名

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
③住所	(〒 -)	電話 () -	
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料	円,	受講料
			円 合計額
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが		ある・ない
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注8参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
⑫児童扶養手当の受給の証明 (備考)	児童扶養手当を受給していることを証明する。 福祉事務所子育て支援課母子児童担当 (担当者氏名)		印
			住民基本台帳確認済 印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料および受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ）です。
- 支給額は、次の通りです。
 - 受講開始時給付金の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の3割相当額（7万5千円を限度）です。
 - 受講修了時給付金の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料および受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
 - 婚姻（※）によらないで母または父となり、現に婚姻（※）をしていない。（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。
- 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、福祉事務所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

函 子 子
年 月 日

様

函館市長

印

令和 年 月 日付けで申請のあった函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定したので通知します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 ()	-
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる 科目			
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料 円, 受講料 円		合計額 円
(備考)			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料および受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 支給額は、次の通りです。
 - 受講開始時給付金の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の3割相当額（7万5千円を限度）です。
 - 受講修了時給付金の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料および受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を取得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、または、函館市外へ転出した場合は、その旨を市に報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給となります。

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住所

氏名

受講開始時給付金
 受講修了時給付金
 合格時給付金

の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

※いずれかに○をつけること

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	昭和・平成		
	個人番号		年 月 日生 (歳)		
②児童 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	平成・令和		
	個人番号		年 月 日生 (歳)		
③住所	(〒 -)		電話 () -		
④受講施設の名称					
⑤講座の名称					
⑥受講科目	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
⑦試験を免除できる科目					
⑧受講期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日				
⑨所要費用	入学料 円, 受講料		円 合計額 円		
⑩希望する 支払金融機関	金融機関名:		口座の種類: 普通・当座・その他		
	支店名:		口座番号:		
	口座名義 (フリガナ)				
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注5参照)	フリガナ	生年月日	年		
			月 日生 (歳)		
	住所 (別居の場合)		申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
⑫児童扶養手当の受給の証明	児童扶養手当を受給していることを証明する。 子育て支援課母子児童担当 (担当者氏名) 印				
(備考)	住民基本台帳確認済 印				

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。
- 3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を取得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 7 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 8 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、福祉事務所の児童扶養手当担当者が確認のうえ、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別記第4号様式（第9条関係）

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給決定通知書

函 子 子
年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金について、内容審査の結果、次のとおり決定したので、通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 受講開始時給付金 | 円 |
| 2 | 受講修了時給付金 | 円 |
| 3 | 合格時給付金 | 円 |

この給付金の給付の対象となる事業および経費ならびに給付金の内訳は、次のとおりです。

給付金対象事業	給付対象経費	給付金の額
	円	円

別記第5号様式（第8条関係）

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定受給資格喪失届

年 月 日

函館市長様

申請者 住所

氏名

次のとおり、受給資格がなくなりましたので届出します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月 日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月 日	年 月 日生 (歳)
③受給資格がなくなった理由	1 受講対象講座の指定後、受講をとりやめたため 2 受講の途中でやめたため 3 市内に住所を有しなくなったため 4 ひとり親家庭の親または児童でなくなったため 5 その他		
④理由が発生した日	年 月 日		
(備考)			

(注意)

1 理由が発生してから14日以内に、市長に届け出てください。

別記第6号様式（第8条関係）

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定取消通知書

函 子 子
年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付で届出のあった函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定について、次のとおり取り消すので通知します。

記

（取消理由）

（取消年月日）